

アーバン・ワイルドライフ (都市型野生動物) をめぐる 兵庫県の取り組みから

藤田 香 近畿大学

2026年3月16日（月）

第52回アジア・太平洋研究会「アジアのワンヘルス：中国・ラオス・日本の事例」

本日の報告

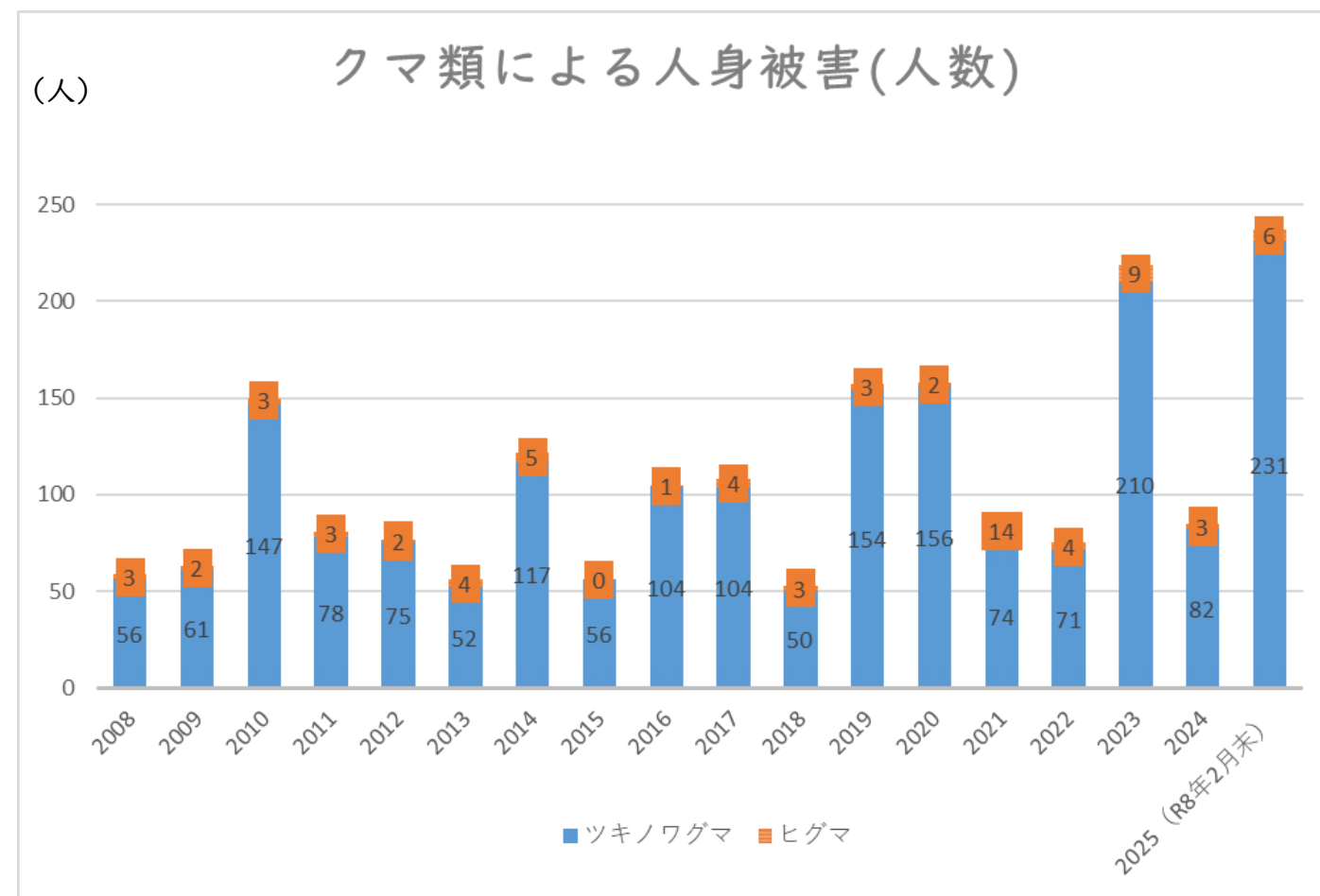
本日は以下の研究成果に基づいて報告します

- 藤田香「日本における中山間地域の変容と『鳥獣一人』の接近」（大塚健司編『アジアのワンヘルス—人・動物・環境の健康をめぐるリスクとガバナンス—』（アジア経済研究所、2025年2月））、第8章、195-236
- 藤田香「日本ですすむ「鳥獣一人」の接近—都市型野生動物（アーバン・ワイルドライフ）イノシシに着目して」、IDEスクエア・コラム「ワンヘルス 人・動物・環境の『健康』から考えるアジア」、第5回、2025年5月

アウトライン

1. はじめに
2. アーバン・ワイルドライフ（都市型野生動物）をめぐるいくつかの視点
3. 市街地に出没するイノシシ
4. イノシシをめぐる対応
 - (1) 国の対応
 - (2) 兵庫県の対応と兵庫県森林動物研究センターの役割
 - (3) 神戸市の対応
5. おわりに
6. 残された課題
7. 参考文献

はじめに



(出所) 環境省：クマ類による人身被害[速報値]についてより作成

緊急銃猟の実施状況

緊急銃猟の発砲まで至った事例は58件。

	日時	場所	対象鳥獣		日時	場所	対象鳥獣		日時	場所	対象鳥獣
1	10月15日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	25	11月15日	山形県庄内町	ツキノワグマ	49	12月13日	新潟県南魚沼市	ツキノワグマ
2	10月17日	群馬県昭和村	ツキノワグマ	26	11月15日	富山県滑川市	ツキノワグマ	50	12月16日	新潟県長岡市	ツキノワグマ
3	10月21日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ	27	11月16日	福島県喜多方市	ツキノワグマ	51	12月17日	埼玉県神川町	イノシシ
4	10月22日	秋田県横手市	ツキノワグマ	28	11月16日	新潟県南魚沼市	ツキノワグマ	52	12月19日	福井県勝山市	ツキノワグマ
5	10月23日	富山県富山市	ツキノワグマ	29	11月16日	山形県白鷹町	ツキノワグマ	53	12月23日	秋田県秋田市	ツキノワグマ
6	10月23日	秋田県仙北市	ツキノワグマ	30	11月17日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ	54	12月24日	山形県白鷹町	ツキノワグマ
7	10月24日	北海道札幌市	ヒグマ	31	11月20日	山形県寒河江市	ツキノワグマ	55	12月30日	宮城県仙台市	ツキノワグマ
8	10月26日	群馬県川場村	ツキノワグマ	32	11月20日	岩手県洋野町	ツキノワグマ	56	1月30日	福島県北塩原村	ツキノワグマ
9	10月29日	福井県勝山市	ツキノワグマ	33	11月21日	山形県米沢市	ツキノワグマ	57	2月12日	新潟県魚沼市	イノシシ
10	10月30日	石川県白山市	ツキノワグマ	34	11月23日	山形県米沢市	ツキノワグマ	58	2月19日	新潟県長岡市	イノシシ
11	10月31日	新潟県阿賀野市	ツキノワグマ	35	11月24日	山形県飯豊町	ツキノワグマ				
12	11月4日	秋田県秋田市	ツキノワグマ	36	11月24日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ				
13	11月5日	富山県富山市	ツキノワグマ	37	11月25日	秋田県秋田市	ツキノワグマ				
14	11月5日	秋田県能代市	ツキノワグマ	38	11月25日	山形県鮎川村	ツキノワグマ				
15	11月7日	山形県米沢市	ツキノワグマ	39	11月25日	山形県庄内町	ツキノワグマ				
16	11月8日	福井県勝山市	ツキノワグマ	40	11月26日	岩手県釜石市	ツキノワグマ				
17	11月9日	秋田県美郷町	ツキノワグマ	41	12月1日	新潟県魚沼市	ツキノワグマ				
18	11月10日	富山県砺波市	ツキノワグマ	42	12月2日	新潟県十日町市	ツキノワグマ				
19	11月10日	山形県酒田市	ツキノワグマ	43	12月4日	岩手県大船渡市	ツキノワグマ				
20	11月11日	新潟県新発田市	ツキノワグマ	44	12月5日	山形県長井市	ツキノワグマ				
21	11月11日	新潟県糸魚川市	ツキノワグマ	45	12月9日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ				
22	11月13日	山形県長井市	ツキノワグマ	46	12月10日	岩手県二戸市	ツキノワグマ				
23	11月13日	新潟県五泉市	ツキノワグマ	47	12月11日	山形県鶴岡市	ツキノワグマ				
24	11月14日	新潟県胎内市	ツキノワグマ	48	12月13日	富山県立山町	ツキノワグマ				

(令和8年2月25日11:00現在、環境省が把握する事例に限る。)

(出所) 環境省：緊急銃猟の実施状況
(<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort%20kinkyu-jishi.pdf>)

まちの野生動物

まちの野生動物

- わたしたちの生活
 - ：ペット以外にもカラスやハト、ネズミや野犬、野良猫など、人間社会の生活に依存した動物が数多く生息
- アーバン・ワイルドライフ（都市型野生動物）
 - ：生息密度が高いことが多く、一度感染症が侵入すると、人を含め、多くの動物へと感染する可能性
 - ：人口密集地において、人と生活空間を共有し、食料と住環境を人間社会に強く依存しながら独自の社会を形成

まちにやってきた野生動物

- 全国各地でイノシシをはじめ、サル、シカ、クマのような大型哺乳類が都市部に侵入、出現

野生動物を取り巻く社会的状況

野生動物とは何か

自然環境に生息する生物。本来は原野など人の手の入らない領域に生息している、人間に養われていない、人間社会の存在に依存していない動物全般を指す（家畜、展示動物、伴侶動物、実験動物等とは異なる）。法的には無主物（何人の所有にも属さない物）。また生態系の構成員であり、その生存と死は食物連鎖等の生態系プロセスに組み込まれ、生物多様性の一環として機能。

野生動物への脅威と野生動物からの脅威

- 人は野生動物への脅威：外来種の持ち込み、乱獲や開発にともなう自然環境の改変、化学物質による環境汚染や地球温暖化などの気候変動による生息環境の悪化→野生動物の大量死や死滅、人と動物の共通感染症を含む疾病の発生
- 人が野生動物からの脅威：共通感染症…

野生動物への社会認識と住民感情の変化

- 人の生活圏や生活様式の変化 → 野生動物の関係も変化：人と野生動物の距離が縮まり、野生動物との軋轢が社会問題化
- 野生動物をペットのように扱ったり、擬人化したりして好意的にかかわり過ぎることで軋轢につながる
- 人に感染する疾病や人身事故の発生などにもない、野生動物に対する過剰反応や誤った風評が広がるなどの住民感情の悪化
- 野生動物の観念的ペット化現象：野生動物にペットと同じような愛着を感じてしまう。一般市民が「野生動物=かわいい」という印象をもってしまう社会風潮。
 - しばしば野生動物の保全や管理、被害対策の支障になってきてしまう
 - 違法飼育や密猟につながる

野生動物の現状と課題

個体数の増加と分布域の拡大



野生動物が経済活動に及ぼす被害

野生動物がくらしに及ぼす被害

- ・都市型野生動物による生活被害（人身被害）
- ・外来種が及ぼす在来生物や生態系への被害

人と野生動物の関係性の変化

日本における人と動物のかかわりは、明治以降、捕獲から保護へ、保護から管理へ、管理から保全と管理の両立へと転換

多様化する 野生動物問題

アーバン・ワイルド ライフ (都市型野生動物) における問題

- ・ アーバン・ワイルドライフ問題：都市環境に適応した野生動物が人への生活被害をもたらし、人間との軋轢を生む
 - ・ 原因：野生動物を保護する社会風潮の高まり、人と自然の境界線があいまいになる、野生動物の生活環境の変化…
 - ・ 絶滅が危惧される野生動物がいる一方で、生息環境の好転などにより個体数が増加し、市街地に進出して社会的な混乱を招く野生動物もいる。
- 根本的な対策が必要

エキゾチックペット 飼育に潜む保全・ 動物福祉上の問題

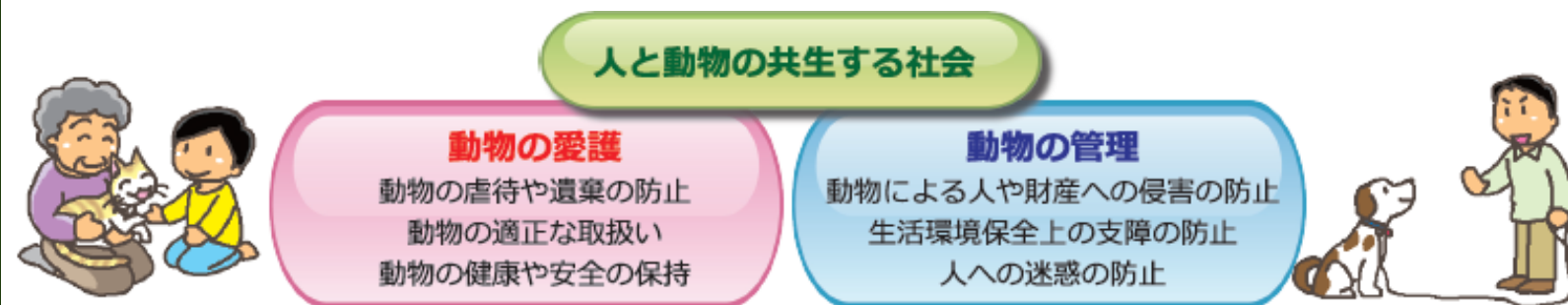
- ・ 本来、日本に生息していない種が国内に流通：危険種、希少種
 - ・ 外来種：密漁、違法販売などの社会問題、乱獲などによる生態系の健全性の喪失といった環境問題、野生動物に潜む病原体による感染症、不適切な飼育による動物福祉の問題などの多くの課題がある
 - ・ 外来種が国内に定着：アライグマ等
- 地域の生態系や人の生活に悪影響を及ぼす

野生動物への餌付け の問題

- ・ 「意図的か非意図的か」「希少種保護のためか愛玩飼養の延長線上か」
- ・ サルやクマ：餌付けが行動生態の改変や個体数増加 → 農業被害や生活被害
- ・ タイワンリスやヌートリア：個体数の増大や分布域の拡大を助長
- ・ 餌付けが特定の種を集め、感染症の集団発生を招く

動物とは何か 動物愛護管理法

人と動物の共生する社会を目指して



特定動物の飼養規制

(出所) 環境省、知っていますか？動物愛護管理法

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3008a/pdf/full.pdf)

家庭動物

家庭や学校などで飼われている動物
(ペット、学校飼育動物、福祉施設の動物
など)



●主な内容

- ・飼う前に生態や習性に関する知識の習得に努めること。
 - ・家庭動物等の飼養数は、適正な管理が可能な範囲内とするよう努めること。
 - ・さく等で囲まれた自己の所有地など以外で犬の放し飼いを行わないこと。
 - ・犬をけい留する場合には道路に接しないよう、健康の保持に必要な運動量を確保すること。
 - ・犬を道路等屋外で運動させる場合には、犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - ・猫の所有者等は室内飼いができない場合には、不妊去勢手術など繁殖制限の措置を講じること。
 - ・飼い主のいない猫を管理する場合には不妊去勢手術をして、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行うよう努めること。 など
- (家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)

展示動物

展示やふれあいのために飼われている動物
(ペットショップ、ブリーダー、動物園、動物プロダクションなど)



●主な内容

- ・展示動物に必要な運動、休息及び睡眠の確保、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。
 - ・疾病にかかった場合等は獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。
 - ・展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間で輸送し、必要に応じて休憩時間を確保すること。
 - ・動物に演芸をさせる場合、みだりに殴打し酷使すること等は虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
 - ・観覧者に対して、動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないように徹底すること。
 - ・動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのあるような撮影が行われないようにすること。 など
- (展示動物の飼養及び保管に関する基準)

産業（畜産）動物

牛や豚や鶏など産業利用のために飼われている動物



●主な内容

- ・動物の生理、生態、習性を理解し、健康管理、環境確保、衛生管理及び安全を守ること。
 - ・動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の汚染を防止すること。 など
- (産業動物の飼養及び保管に関する基準)



実験動物

科学上の目的のために研究施設などで飼われている動物



●主な内容

- ・動物の健康管理と安全の保持、環境の確保に努めること。
 - ・動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の汚染を防止すること。
 - ・3Rの原則に従うこと。 など
- (実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準)

3Rの原則とは・・・国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化のこと。
①代替法の活用(Replacement) ②使用数の削減(Reduction)
③苦痛の軽減(Refinement)

野生動物管理 ワイルドライフ・マネジメント

野生動物管理 (wildlife management)

1. 絶滅リスクの高い在来動物の保全
2. 自然資源として動物の持続的利用のための管理
3. ヒトとの軋轢が大きい動物の被害防止や個体群の管理
4. 生物多様性・生態系や人間活動に大きな影響を及ぼす
外来動物の根絶を含む排除・抑制

※ 目的も手法も異なる多様な領域が含まれる

(出所) 鷲谷ほか (2021)、11-12)

順応的管理 (Adaptive Management)

- ワイルドライフ・マネジメントは順応的管理※を基本とし、
 - ① 個体数管理
 - ② 生息地管理
 - ③ 被害管理 が必要
- ワイルドライフ・マネジメントを扱う対象は、
 - ① 野生生物そのもの
 - ② 野生動物の生息地や被害が発生している場所の環境、
 - ③ ワイルドライフ・マネジメントにかかわる人、
あるいは被害を受けている人の行動 である

(出所) 河合ほか (2009)、64-66)

日本では野生動物を対象とした政策が中心であるが、ワイルドライフ・マネジメントを考える上では、野生動物と環境と人の要素についての検討が望まれる

順応的管理 (Adaptive Management)

- 順応的管理とは不確実性をともなう対象を取り扱うための考え方、システムをあらわし、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。
- 野生生物保護管理の対象は、① 基本的な情報が得られない不確実な系であり、② 絶えず変動し得る非定常系であり、③ 境界がはっきりしない解放系である。
- そのため、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることをあらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理（順応性）が必須となる。また施策は多くの場合、リスクをともなうので、その説明責任を果たす義務も必要となる。
- 順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言うが、その実施にあたっては合意形成の努力も必要となる。この概念は「新・生物多様性国家戦略（環境省 2002）」のなかにも自然と共生する社会を築くための理念のひとつとして盛り込まれている。

都市型野生動物の何が問題か

アーバン・ワイルドライフ（都市型野生動物）における問題

- ・アーバン・ワイルドライフ問題：都市環境に適応した野生動物が人への生活被害をもたらし、人間との軋轢を生む
- ・原因：野生動物を保護する社会風潮の高まり、人と自然の境界線があいまいになる、野生動物の生活環境の変化…
- ・絶滅が危惧される野生動物がいる一方で、生息環境の好転などにより個体数が増加し、市街地に進出して社会的な混乱を招く野生動物もいる

- 生態系被害、生活環境等への被害、感染症リスクへの対応
 - 人の心身や健康にかかわる対応
 - ・人獣共通感染症
 - ・人身事故等、人の生活圏に出没した野生動物に係わる捕獲や移動
 - ・普及啓発
 - 社会や経済活動にかかわる対応
 - ・被害軽減を目的とする個体数管理
 - ・家畜と共通する感染症対策
 - ・普及啓発

野生動物に関わる包括的な獣医学的理念を論拠とする、獣医師が果たすべき役割と社会貢献

野生動物とは何か？

説明1 家畜のような人為的かつ意識的な飼養・繁殖等は適用されず、原則として野外で自由生活を営む動物である。 	説明2 哺乳類と鳥類は、特に認められた場合を除き捕獲が禁じられている。その他の動物も希少種などは捕獲が禁じられている場合がある。 	説明3 生態系の構成員であり、その生存と死は食物連鎖などの生態系プロセスに組み込まれ、物質(栄養)循環やエネルギーの流れ等の一部として機能する。 生物多様性の一部を担うことから、その種や個体群、生息地等の保全を目指す活動は、生物多様性保全のための活動の一環として機能する。	説明4 生態系や農林水産業に対する被害や、感染症の伝播などのリスクを有する種も存在し、その場合は、生物多様性の保全や人間社会の維持・存続に負の影響を及ぼすことになる。 	説明5 狩猟鳥獣のように、それによって由来する産物が自然資源として消費的に活用されている種も存在する。 タンチョウやヒノザルのように、観光資源や教育資源として非消費的に活用される種もある。 
--	---	--	--	--

理念1 産業動物やペットなど、人が飼育する家畜とは根本的に異なる存在であるとの認識のもと、社会に対しては、両者を混同した認識(例えば、「野生動物の観念的ペット化現象」)の拡散と定着の防止に貢献するよう留意する。	理念2 違法もしくは不適切な野生動物の捕獲や飼養等に起因する各種リスクに留意し、それらに関わる社会教育等の展開に貢献する。特に、ペットや傷病鳥獣の診断治療の場合は、外来種やエキゾチックペットの扱いに関わる普及啓発の窓口として、効果的に機能する点についても認識する。	理念3 生態学や保全生物学、ならびにそれらに関わる法律や制度等についての最新かつ正確な知識のもと、「生物多様性保全への貢献」を第一義と位置づけた活動を展開する。その実質化には、ペット等の診断治療を通じて培われた技術や倫理観、野生動物が担う生態系機能を重視する倫理観を適切に融合させた対応がきわめて有効であることも併せて認識する。	理念4 被害対策(特に捕獲や捕殺)や感染症対応に関わる役割が増えつつあり、これらにも適切に対処する必要があるが生じている。獣医学的な知識と技術の導入により、動物福祉的な配慮の浸透に寄与するとともに、下記の社会的貢献の一翼を担う。 【生態系被害への対応】 ニホンジカや外来種の個体数管理に関与することで、これらの種に起因する生態系負荷を減少させ、当該地域に生息する他の生物の減少や絶滅の回避に貢献する。 【農林業被害等への対応】 個体数管理や捕獲を伴う生態調査等への関与を通じて被害軽減に貢献し、地域の関連産業の振興に貢献する。 【感染症リスクへの対応】 高病原性鳥インフルエンザなど、野生動物に関わる各種感染症については、現場対応のみならず、普及啓発活動を通じての「一般市民への情報伝達」の役割も担う。	理念5 不適切な利用(不衛生な食肉の生産や「野生動物の観念的ペット化現象」につながる事業や行為など)から生じる各種リスクに留意し、持続的な利用の浸透を促す。これにより、生物多様性の保全や環境教育の推進、地域振興等に貢献する。 【消費的な活用に関わる対応】 ○食肉として活用する際の検査実務ならびに衛生管理に関わる指導や助言 ○食肉以外の活用方法など、新たな資源的価値の考案・創造(ペットフードとしての活用など) ○捕獲された個体に付随する普及啓発や教育・調査研究等 ○適切な活用を促すための普及啓発 【非消費的な活用に関わる対応】 ○野生状態にある個体や個体群の保全や管理に関わる獣医学的寄与(繁殖や感染症に関わる普及啓発など) ○適切な活用を促すための普及啓発
--	---	---	--	--

獣医師の役割と社会貢献の例

野生動物や生態系、生物多様性を保全する役割

【個体レベルの対応】

- 希少種を中心とする個体の診断治療や人工繁殖ならびに関連する調査研究
- エキゾチックペットの扱いに関する指導や普及啓発
- 外来種や押収動物への対応(捕獲や安楽処死)
- 野生動物の個体の取り扱いに関わる人道性(動物福祉)の確保に関する指導や普及啓発

【個体群レベル以上の対応】

- 個体群の存続への悪影響が想定される疾病のサーベイランスや研究、対策
- 植生や生態系への悪影響が想定される場合の個体群管理への貢献
- 野生下での繁殖や個体群の存続をサポートする研究や事業
- 関連する普及啓発

＜社会から期待される「リスク管理」に関わる理念＞

野生動物による自然植生や農林水産業に対する被害の激化などの問題が顕在化している現在、社会から特に期待されているのが「リスク管理」に関わる理念です。この期待に応えるためには、これまでの保護活動や救護活動で構築してきた理念に「リスク管理」の考え方を加えた包括的な理念が必要になります。

【これまでの理念】

野生動物と自然環境を人から守る

+

【リスク管理の考え方】

野生動物被害から自然環境と人を守る

↓

新たに構築する包括的な獣医学的理念

獣医師の役割と社会貢献の例

人や社会を野生動物から守る役割

【人の心身や健康に関わる対応】

- 人獣共通感染症のサーベイランスや研究、対策
- 人身事故が想定される場合(人の生活圏に出没した野生動物など)に関わる捕獲や移動
- 関連する普及啓発

【社会や経済活動に関わる対応】

- 農林水産業に関わる被害軽減を目的とする個体群管理への貢献(人道性の検証など)
- 家畜と共通する感染症のサーベイランスや研究、対策
- 関連する普及啓発

ワンヘルス (One Health) アプローチの視点

- 野生動物と人の社会の関係を把握するためには、歴史、文化、生態学、社会学、経済学等といったさまざまな学問分野が関係し、ひとつの学問分野からその本質に迫ることは難しい
- 野生動物問題は農林業被害のみならず、都市への侵入や生態系への影響、さらには感染症の問題にまで発展
- ワンヘルスアプローチの視点をふまえて、野生動物と人との関係を社会の変化に応じていかに維持していくのかについて、全国の都道府県のなかでいち早く設置された専門機関である兵庫県森林動物研究センターの役割に着目するとともに、アーバン・ワイルドライフ（都市型野生動物）をめぐる兵庫県の取り組みについて検討

ワンヘルス (One Health) アプローチ

One World-One Health (OWOH)

- ：動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互に密接につながっていると包括的に捉え、関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題の解決に当たるべきとの考え
- ：ヒトと動物と野生動物の感染症に関する会議（2004年9月、ニューヨーク市マンハッタン地区で開催、マンハッタン原則）で提唱、「One Health」概念の礎

イノシシ：市街地への出没

- イノシシの都市や市街地への出没：増加傾向
- 出没状況：突発的なもの、餌付け、ごみ管理の不徹底による誘因、人馴れ行動などさまざま
- 神戸市六甲山系：1960年代後半～登山者による餌付け
→ 学習したイノシシが都市に侵入→ ごみ箱をあさる、人的被害の発生→ イノシシ餌付け禁止条例（2002 神戸市）
：徹底したごみの管理、餌付け禁止対策
- ※ 被害の増加を食い止めることはできたが、ひとたび人間の食べ物を覚えたイノシシの行動を矯正することは困難
＝ 市街地で定着してしまえば、駆除以外の方法はない
- ※ 都市部では駆除をおこなうと、日常的に野生動物の被害にあう農村地域とは異なり、被害とかかわりない都市住民からの愛護的クレームが多く、行政的な判断が難しくなる場合が多いなど、問題が複雑になりやすい
- 市街地周辺まで分布が拡大していても適切な把握がなされず、市街地に逸出するケースも…
- 人身被害：33件（R 7（R8年1月末暫定値））、94件（R6）（環境省、2026c）
- 現在、世界中でイノシシは増加し、管理が難しくなっている。特にイノシシはアフリカ豚熱（ASF）など致死的な疾病が家畜に甚大な被害をおこすことから低密度化に向けた個体数管理が重要

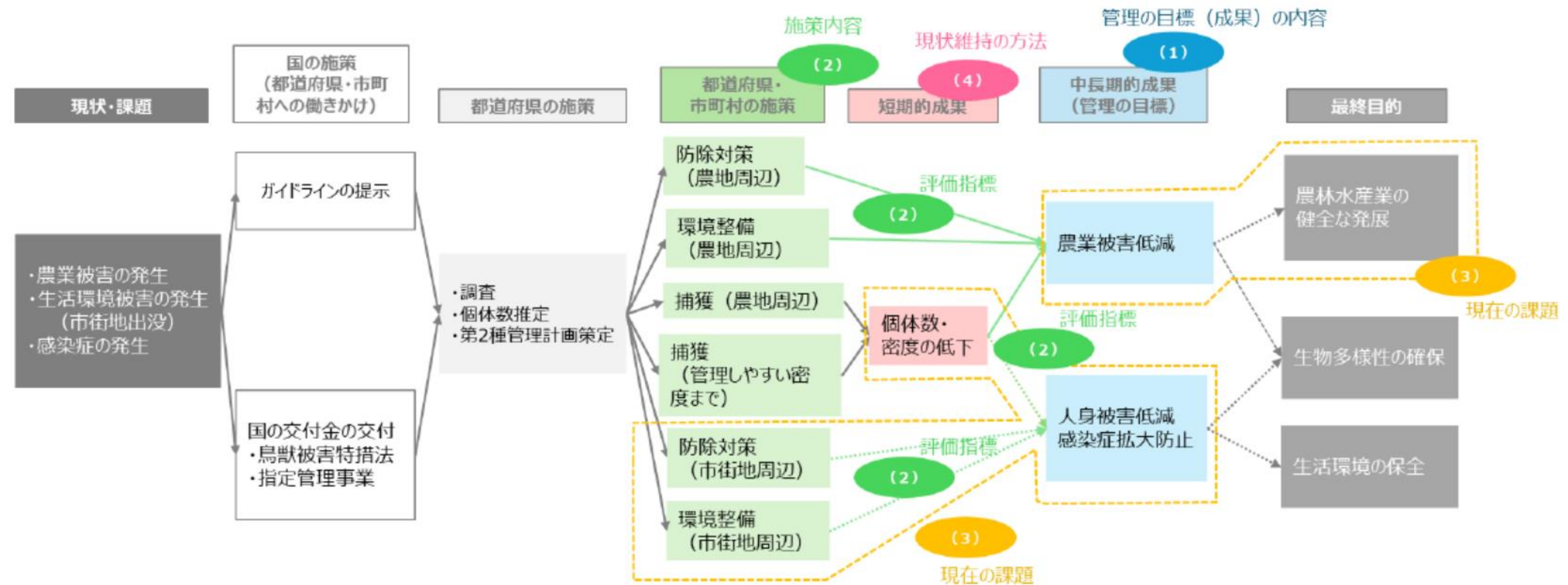
（出所）鷲谷ほか（2021）、68-69



（出所）日本経済新聞「神戸にイノシシ、日常風景」
2017年1月24日、大阪夕刊



イノシシの保護管理対策のフロー



- (1) イノシシの保護及び管理における 目標
- (2) 評価指標と施策
- (3) 現在の施策上の課題と今後整理が必要な事項
- (4) 個体数 (密度) 低減及び維持に向けた効果的な個体群管理

(出所) 環境省 (2024)



兵庫県

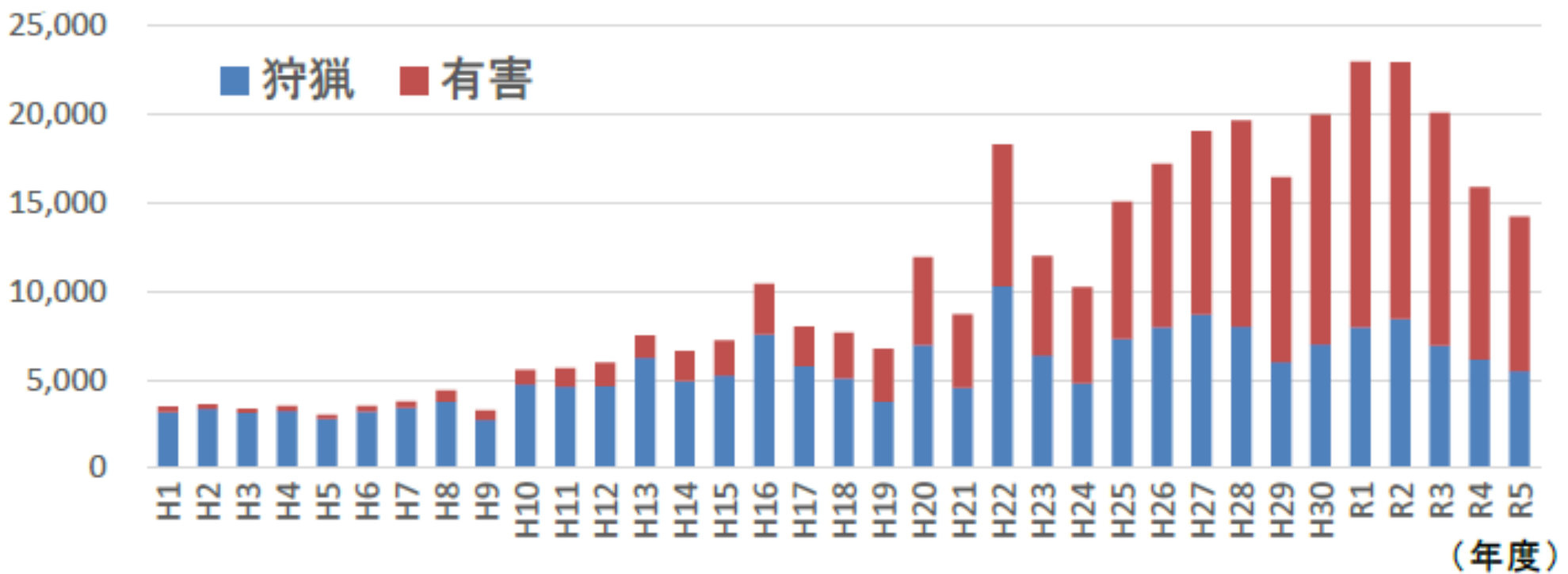
兵庫県

イノシシに関する主な取り組みと捕獲数の推移

年度	内 容
平成 19 年度	4 月 兵庫県森林動物研究センター開設
平成 21 年度	第 1 期イノシシ保護管理計画策定 くくりわな直径制限の解除（淡路島のみ）
平成 22 年度	第 1 期イノシシ保護管理計画第 1 次変更 狩猟期間の延長（11/15～2/15→11/15～3/15）
平成 24 年度	第 2 期イノシシ保護管理計画策定 鳥獣被害防止緊急対策事業開始
平成 25 年度	ストップ・ザ・獣害事業開始
平成 27 年度	イノシシ管理計画策定
平成 28 年度	イノシシ生活被害防止対策事業開始
平成 29 年度	第 2 期イノシシ管理計画策定 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業開始
平成 30 年度	狩猟報償金制度創設 捕獲専門家チーム制度創設
令和元年度	獣害対策チーム等による被害対策の総合的な推進
令和 2 年度	府県境地域での豚熱経口ワクチンの散布
令和 4 年度	第 3 期イノシシ管理計画策定 大規模養豚生産農場周辺での豚熱経口ワクチンの散布 姫路市家島町での直径 12 cm 以上のくくりわな解禁
令和 5 年度	継続的な豚熱対策

令和 5 年度の捕獲頭数は 14,206 頭で、平成 25 年度以来、10 年ぶりに 15,000 頭を割り込んだ近年、捕獲頭数は減少傾向にあり、豚熱感染拡大の影響と推察される

県全体
（ 頭 ）

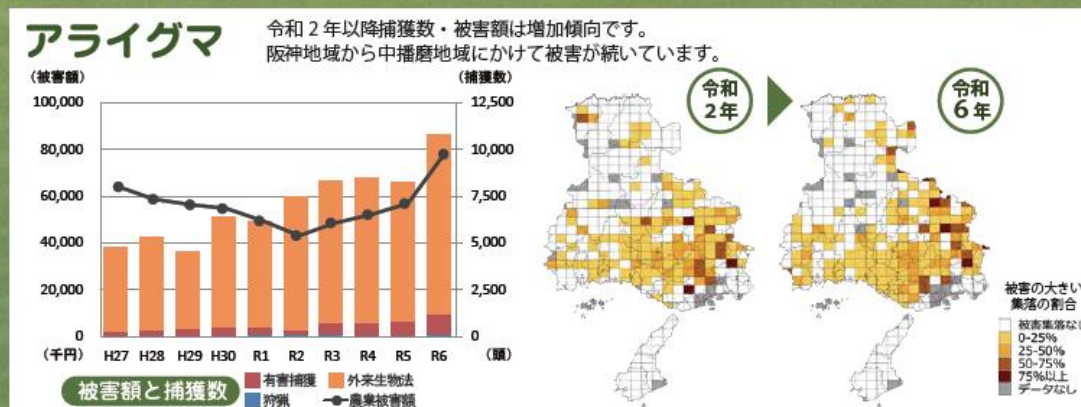
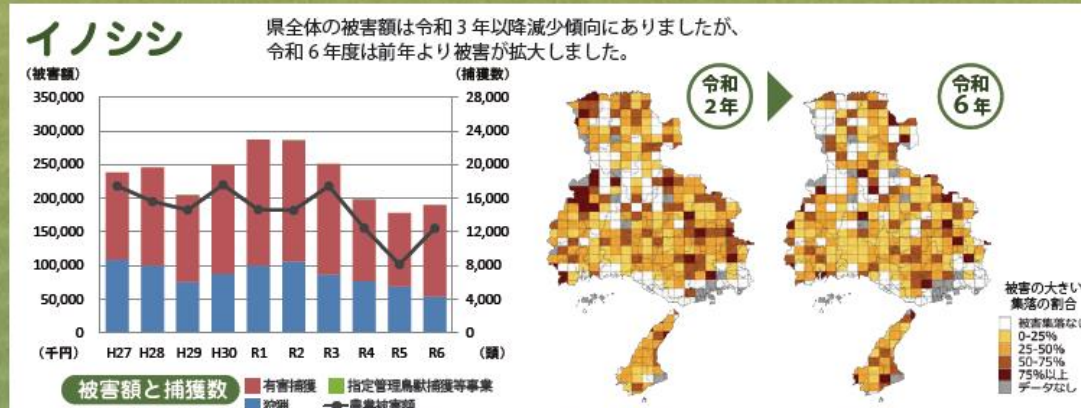
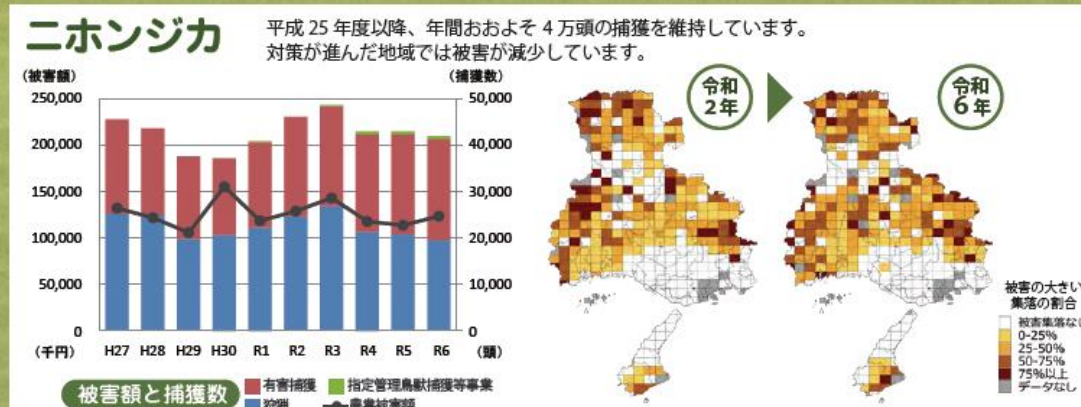


令和7年 鳥獣害 アンケート 結果報告 兵庫県森林動物 研究センター

令和7年 兵庫県 鳥獣害アンケート 結果報告

毎年「鳥獣害アンケート」にご協力いただき、ありがとうございます。調査結果は、県の被害対策を検討するための基礎資料として、活用させていただいています。

被害の動向



獣害対策の基本的な考え方

獣害対策に特効薬はありません。総合的に対策を行い、集落を野生動物にとって居心地が悪く、餌が少ない場所にすることが、獣害対策の基本となります。兵庫県では、市町と連携し、**集落住民が主体となる**獣害対策を支援しています。



食べさせない

1. 誘引物の除去（集落の餌資源を無くす）
2. 柵で囲う（侵入させない）



集落住民による 獣害対策のススメ



居心地を悪くする

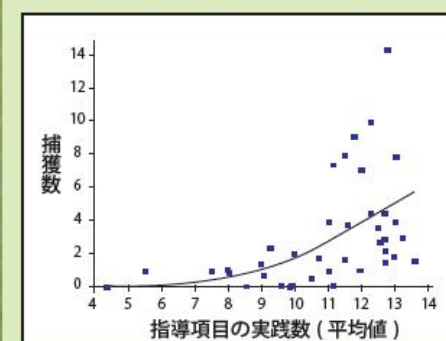
3. 環境改善（潜み場、林縁部の見通し改善）
4. 追い払う（人に対する警戒心を高める）

捕獲する

5. 有害捕獲（出没する加害個体を捕獲する）

「獣害に強い集落づくり」に取り組みませんか？

兵庫県では、**集落住民が主体となって**行う防護柵等の管理やシカ、イノシシ、アライグマの捕獲活動に対して、獣害対策アドバイザーを派遣して ICT 技術を組み合わせた獣害対策支援を行う「スマート獣害対策モデル育成事業」を実施しています。



効果的な方法により捕獲数 **UP↑**



みんなで力を合わせて**獣害対策を!!**

詳細は、最寄りの市町又は県民局・県民センター（農林（水産）振興事務所等）にお問い合わせください。

兵庫県
森林動物研究センター
Wildlife Management Research Center, Hyogo

〒669-3842 丹波市青垣町沢野 940
TEL: 0795-80-5500 FAX: 0795-80-5506
HP: <http://www.wmi-hyogo.jp/>

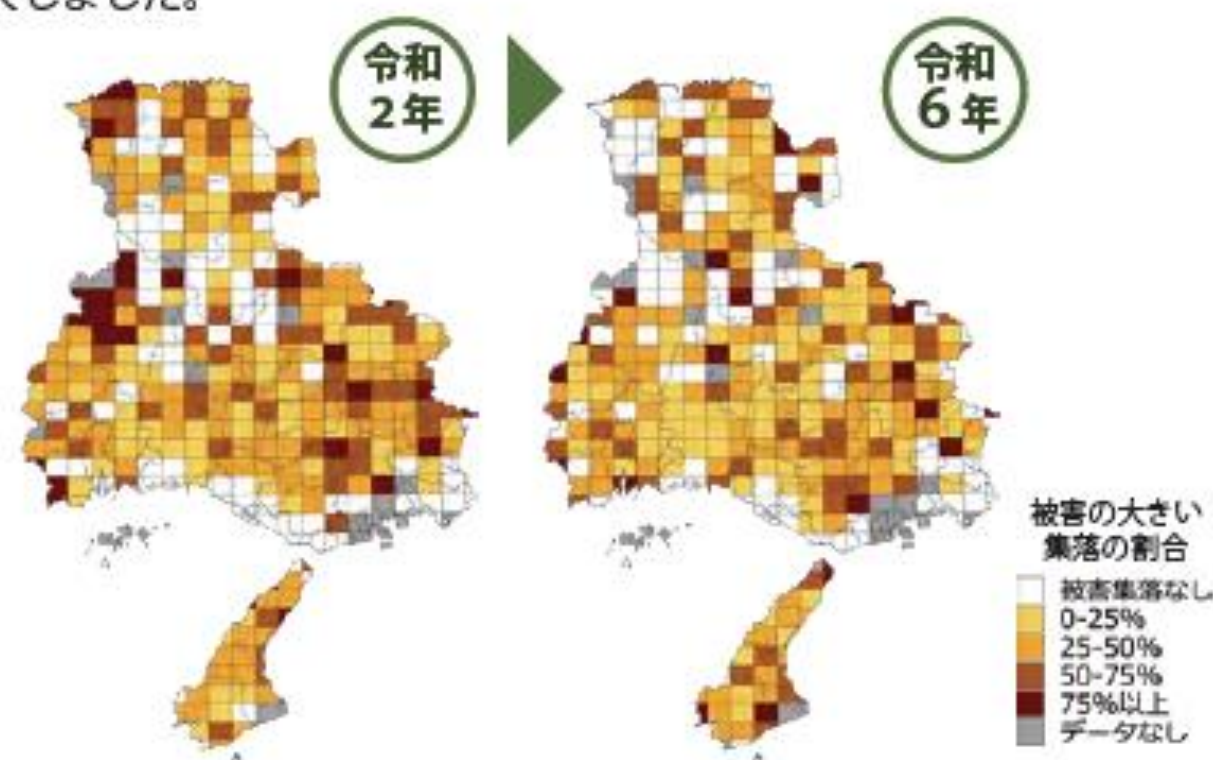
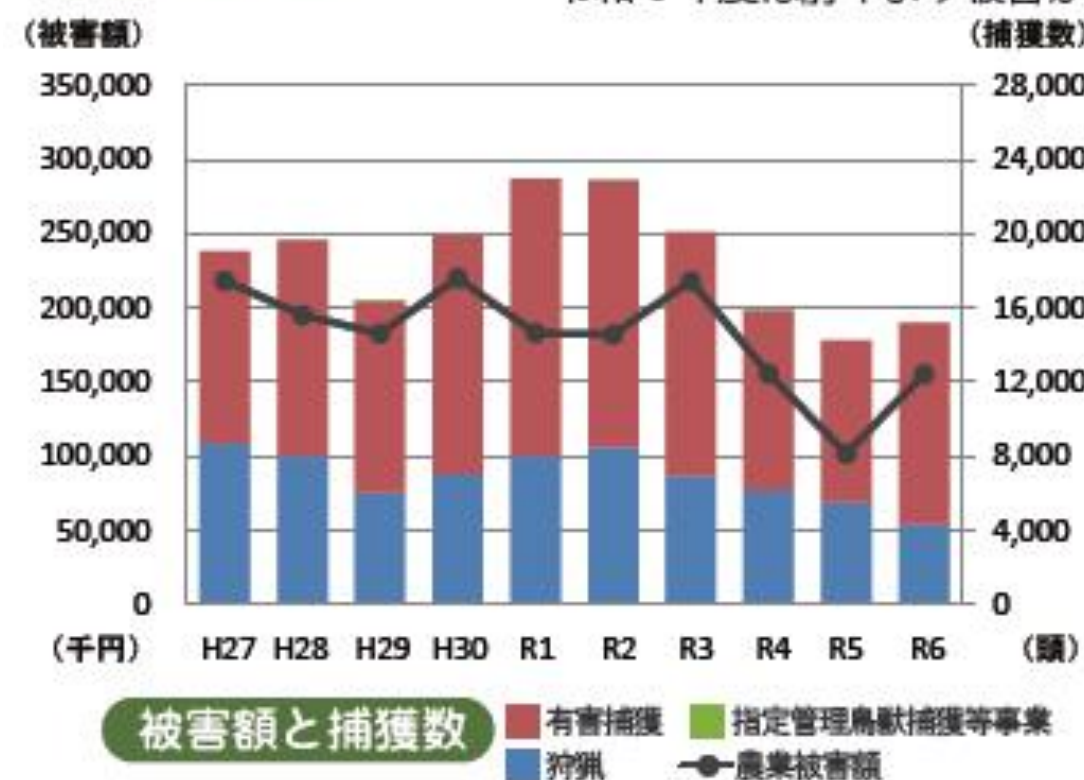


07環②-002A4

令和7年鳥獣害アンケート結果報告 (イノシシ)

イノシシ

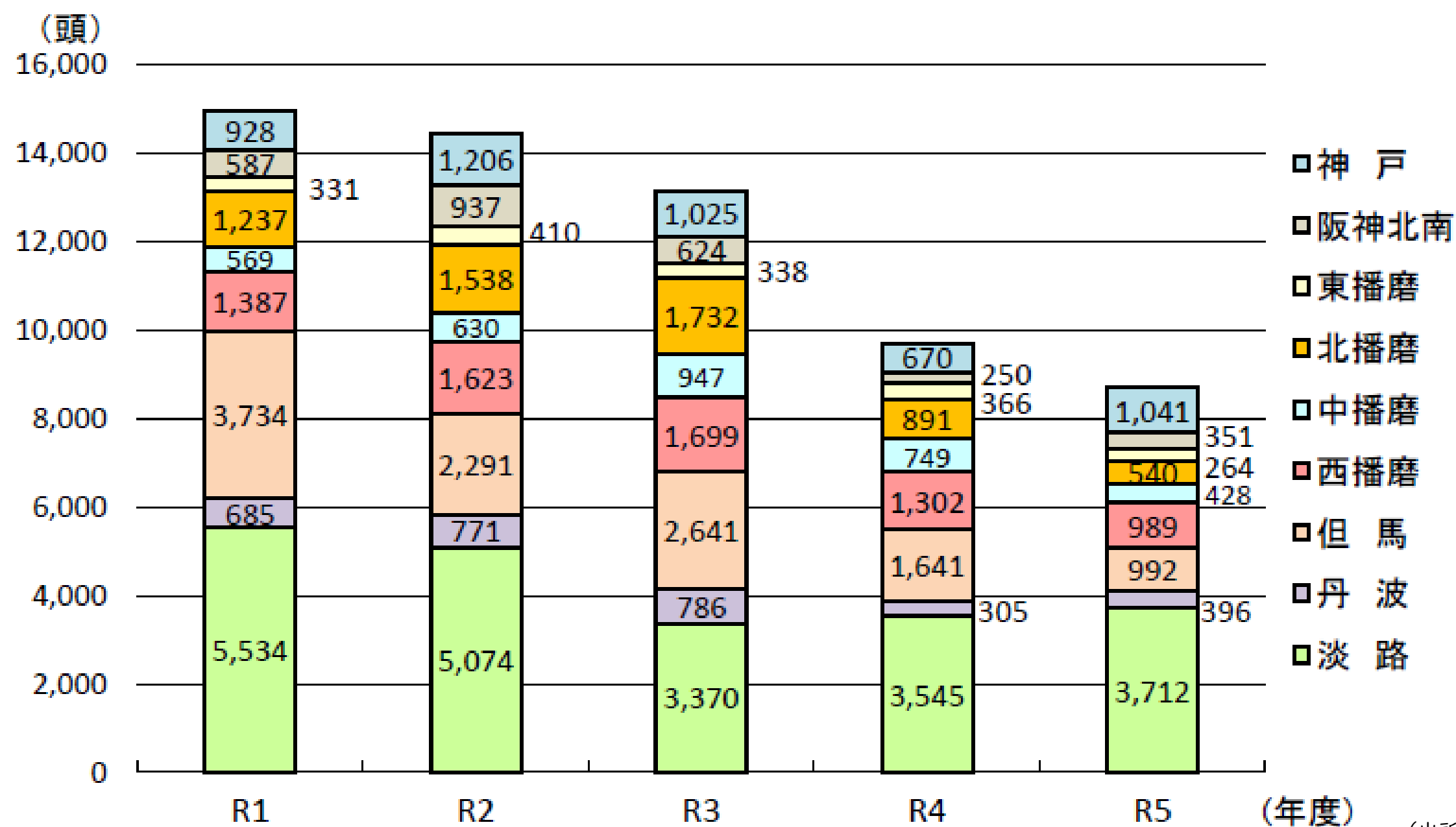
県全体の被害額は令和3年以降減少傾向にありましたが、令和6年度は前年より被害が拡大しました。



被害額：前年度より拡大、捕獲数：前年度より増加、被害の大きい集落の割合：南、西に拡大傾向

兵庫県

地域別有害捕獲頭数の推移



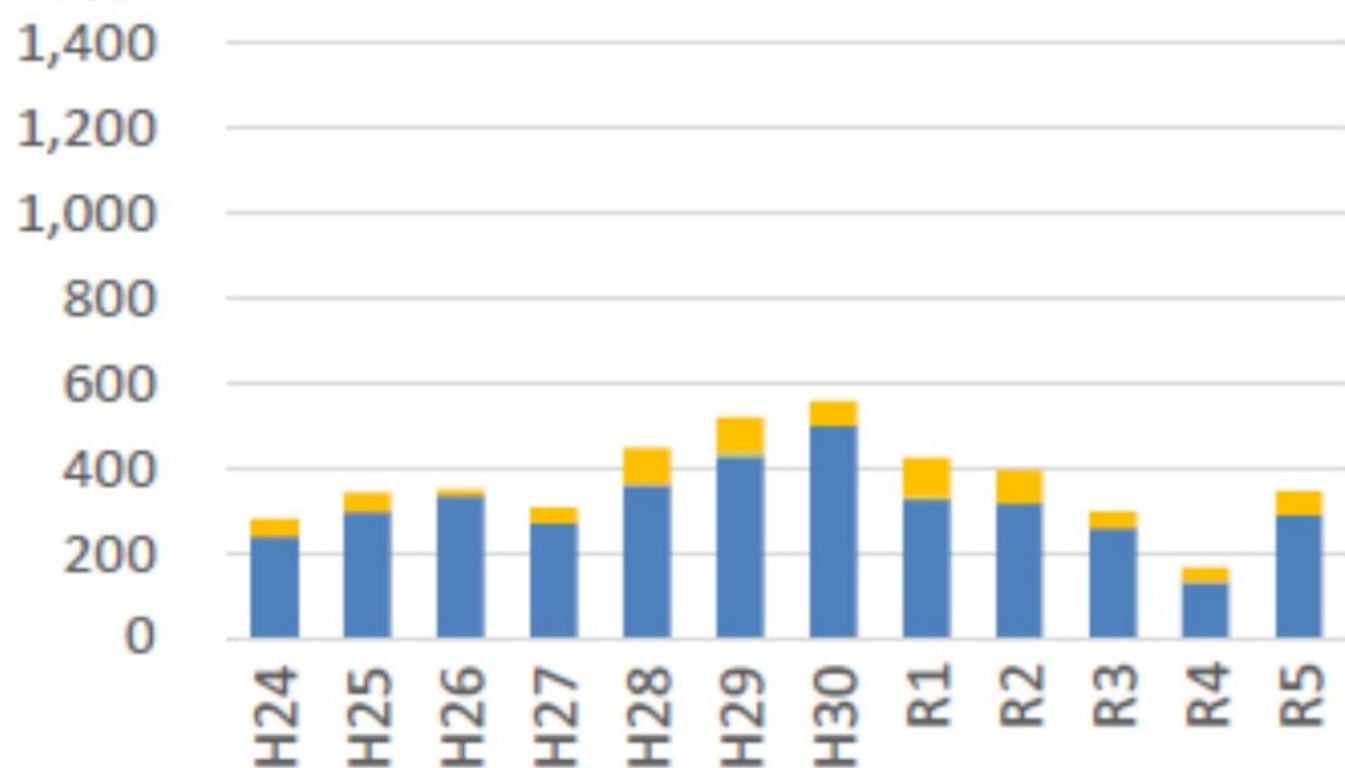
(出所) 兵庫県 (2025 b)、3、図-3

兵庫県 六甲山系イノシシ有害捕獲状況

(神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市)

市街地

(頭)

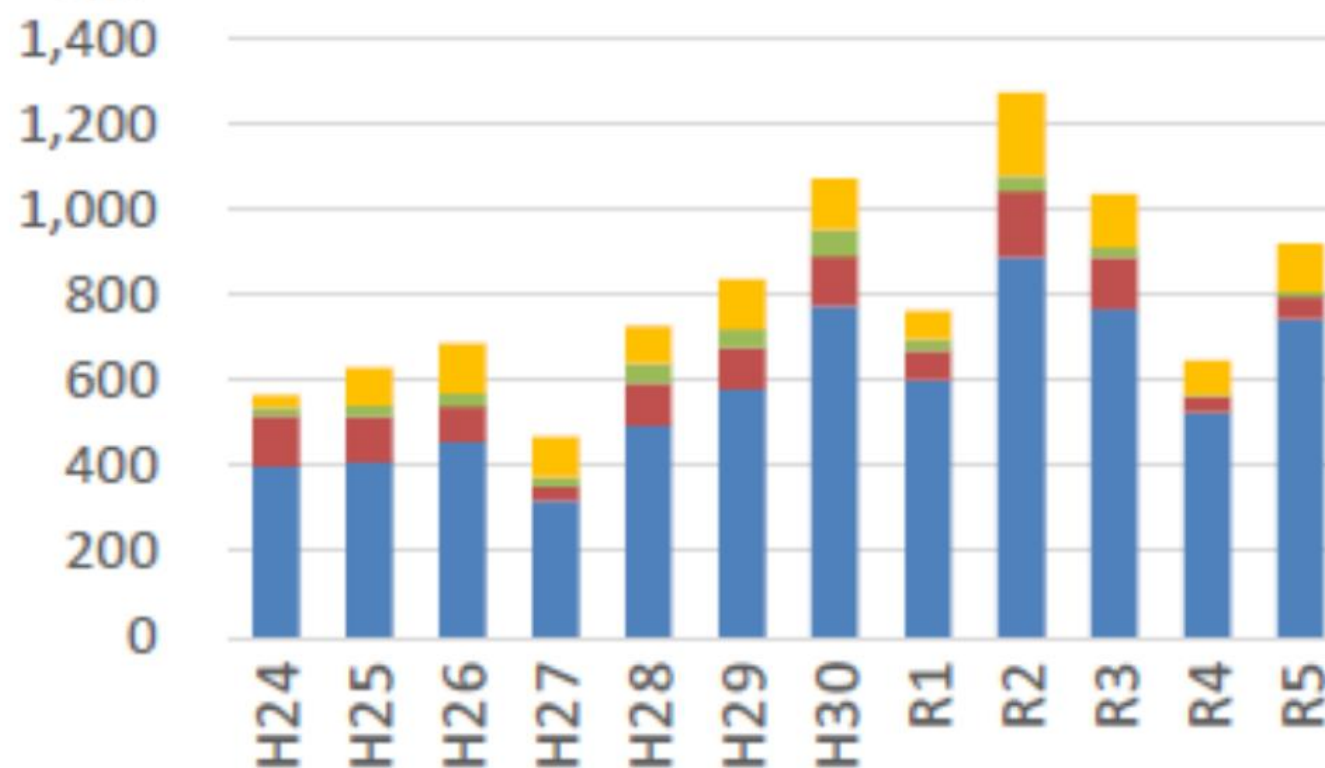


■神戸市 ■西宮市 ■芦屋市 ■宝塚市

※市街地の定義は各市の判断による。

市街地以外

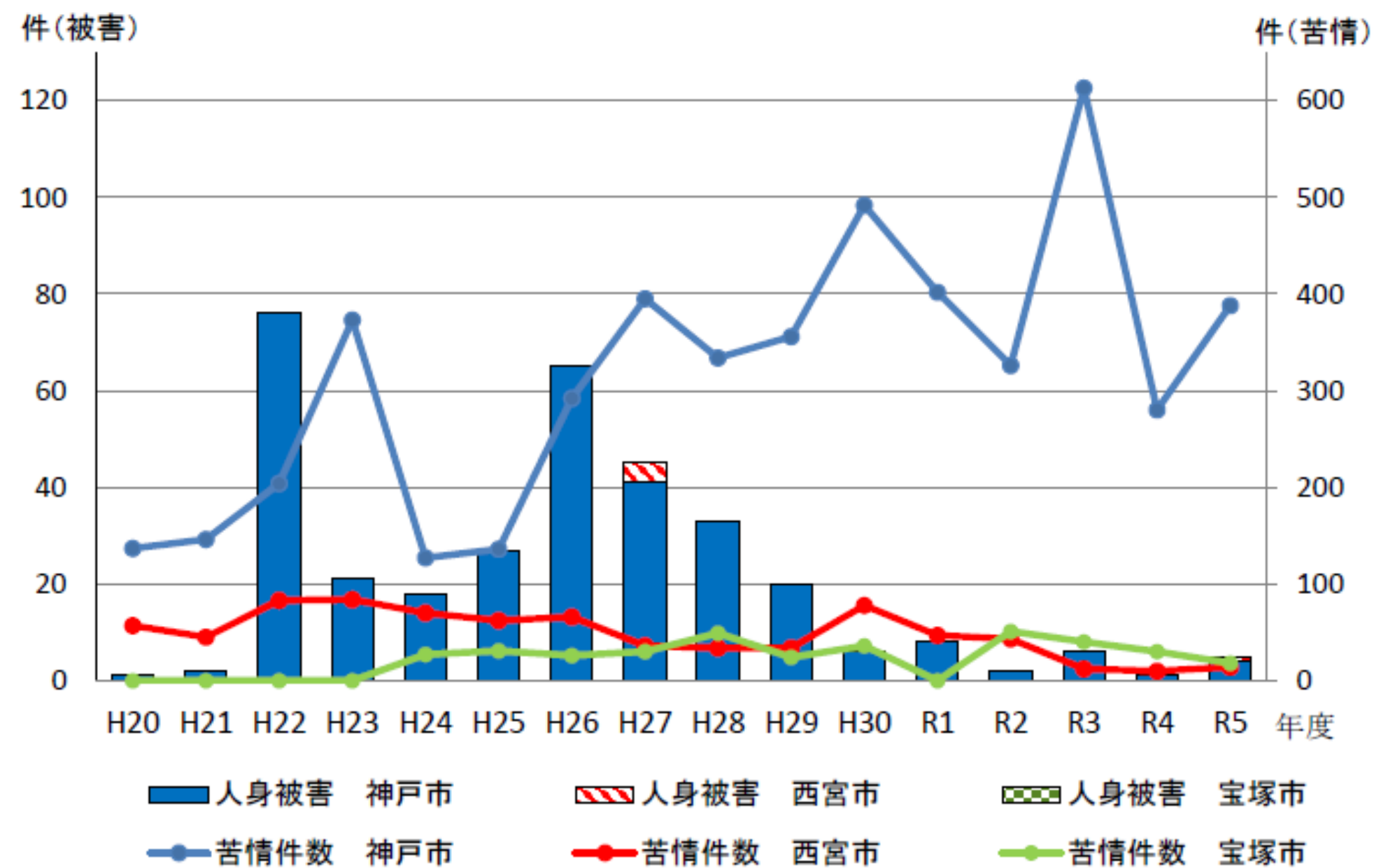
(頭)



■神戸市 ■西宮市 ■芦屋市 ■宝塚市

(出所) 兵庫県 (2025 b)、4、図-4

兵庫県 六甲山系イノシシによる人身被害と 苦情件数（神戸市、西宮市、宝塚市）

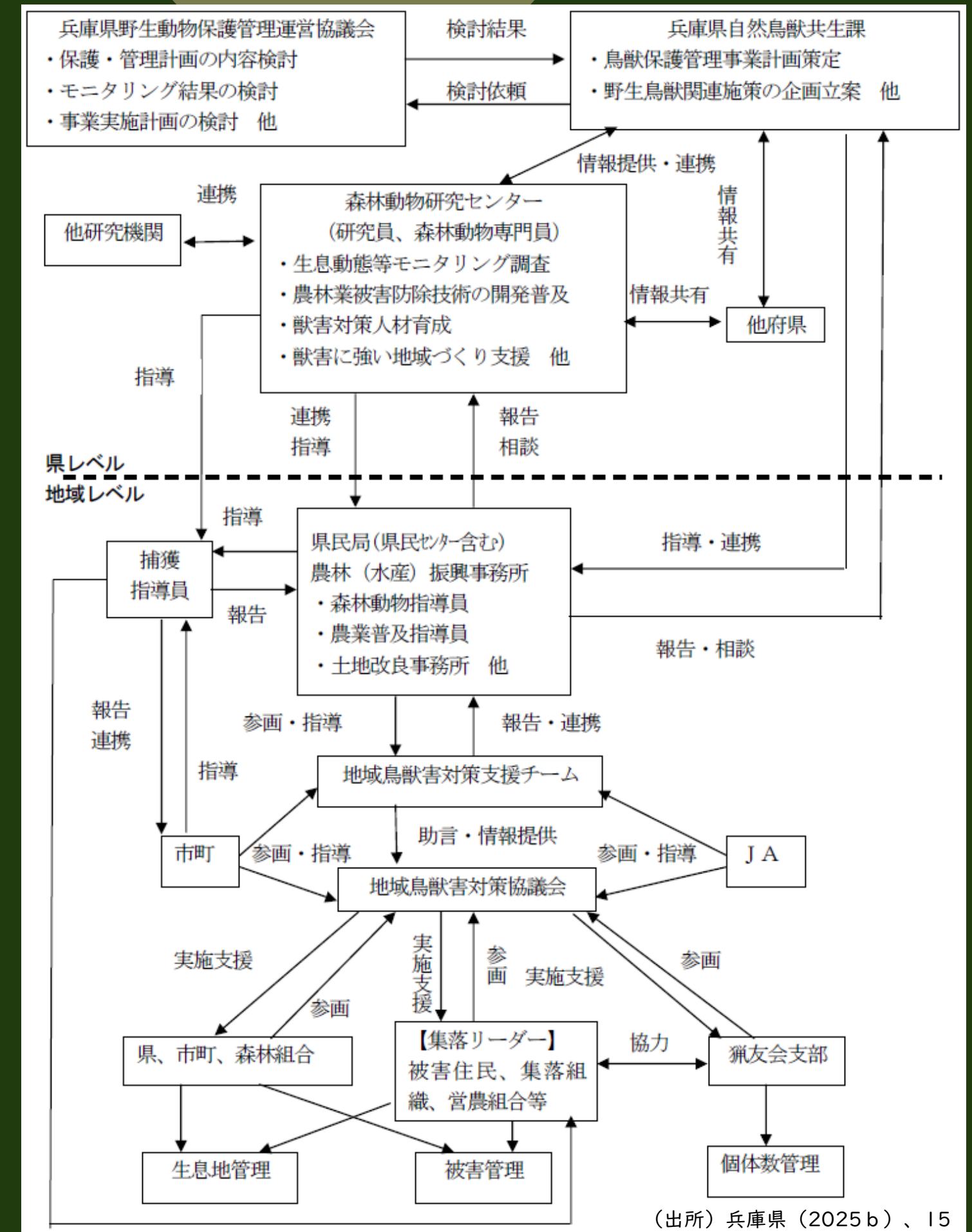


※人身事故については、二次災害（イノシシに追いかけて転んだ場合等）も含まれる。

（出所）兵庫県（2025b）、4、図-5

兵庫県

イノシン管理計画実施体制



兵庫県

豚熱の状況

野生イノシシの発生状況

- 平成30年9月 岐阜県の養豚場（平成4年26年ぶりに発生）
- 兵庫県 平成3年3月 丹波市の野生イノシシで確認
- その後、陽性固体が拡大：大型養豚場周囲を中心に野生イノシシ用豚熱ワクチンを散布
- 野生イノシシの豚熱感染が確認された場合：半径10kmの感染確認区域でのイノシシ肉利用は自家消費に限定
- 令和5年7月 南あわじ市の養豚場で、県内34年ぶりに豚熱発生が確認 → 防疫措置



兵庫県等における陽性地点と感染確認地域
(R7.1.23現在)

(出所) 兵庫県 (2025b)、12、図-15

兵庫県

管理計画目標：①農業被害の半減、②生息密度の低減、③人身被害や

生活環境被害の解消（R4～R8）

1. 被害防除

（1）農業被害対策

- ・ ICT 技術の普及加速によるスマート獣害対策モデルの育成
- ・ 防護柵の設置・改善
- ・ 住民自らが積極的に参加する集落ぐるみによるイノシシを引き寄せない集落づくり
- ・ 高被害地域の捕獲推進

（2）生活環境被害対策

- ・ 生活環境被害対策の支援

餌付防止や生ゴミの適正処理など、イノシシを人の生活圏に近づけない対策の啓発活動など関係行政機関と地域住民が連携して行う取組などの支援を行う。さらに市町と連携して、生活被害発生地区におけるわなの見廻り支援や、市街地において人身被害を及ぼすなどの緊急事態に備えたイノシシ緊急対策協力員を配置するなど、市街地への出沒対策を行う。また、市街地への出沒により、人身被害防止に向けた緊急時対応マニュアルを作成する。

2. 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備

3. 生息密度の低減

4. 生息地管理

5. その他

普及啓発活動

兵庫県森林動物研究センター（毎年開催）



写真提供 橋本敏男氏

**2025年度
兵庫県森林動物研究センターシンポジウム**

野生動物の保全と管理の最前線

2026年 **2月22日** 日 オンライン開催
13:00-15:30





共催 **兵庫県森林動物研究センター**
Wildlife Management Research Center, Hyogo

共催 **兵庫県公立大学法人
兵庫県立大学**

開催趣旨

兵庫県では2007年の森林動物研究センター設立以来、野生動物管理の3つの概念「個体数管理」「生息地管理」「被害管理」を科学的な研究結果に基づいて実践してきました。本年度のシンポジウムでは、クマ・サル・シカなどの近年分布拡大・密度増加をしている野生動物の問題点を紹介いたします。そのうえで、様々な課題解決に向けた今後の挑戦を提示したいと思います。

プログラム

- | | | | |
|--------------------------------------|-------------|-------|-------|
| 1. 開会・趣旨説明 | 13:00 | 所長 | 梶 光一 |
| 2. 研究発表 | 13:10~14:30 | | |
| 都市に侵出する野生動物たち | | 主任研究員 | 栗山 武夫 |
| 野生動物オスの長距離移動
ー バイオリギングGPSで見た長距離移動 | | 主任研究員 | 森光 由樹 |
| クマは繁殖力が弱ってホント？ | | 研究部長 | 横山 真弓 |
| クマ出沒対応体制のちがひ・その影響 | | 主任研究員 | 山端 直人 |
| ー 休憩 | 14:30~14:45 | | |
| 3. 質疑応答 | 14:45 | | |
| 4. コメント・講評 | 15:20 | 名誉所長 | 林 良博 |
| 5. 閉会 | 15:30 | | |

開会・趣旨説明

梶 光一（かじ こういち）

兵庫県森林動物研究センター 所長

東京農工大学 名誉教授

コメント・講評

林 良博（はやし よしひろ）

兵庫県森林動物研究センター 名誉所長

国立科学博物館 顧問

発表概要

都市に侵出する野生動物たち



栗山 武夫（くりやま たけお）

兵庫県森林動物研究センター
主任研究員（専門分野 景観生態学）
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授

2011~2023年に兵庫県でシカ・イノシシ・アライグマが都市部へ拡大した様子をアンケート調査により紹介します。都市侵入はアライグマが最も深刻です。侵入防止の集落柵は増えましたが、今後は交通事故や家屋侵入など生活被害の増加が懸念されます。

野生動物オスの長距離移動 ー バイオリギングGPSで見た長距離移動

森光 由樹（もりみつ よしき）

兵庫県森林動物研究センター
主任研究員（専門分野 野生動物医学）
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授



バイオリギングGPSを用いて、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカのオスにみられる長距離移動・分散行動を解析しました。オス移動は個体群間の遺伝的多様性維持に重要ですが、被害増加の要因となる可能性があり注意が必要です。

クマは繁殖力が弱ってホント？



横山 真弓（よこやま まゆみ）

兵庫県森林動物研究センター
研究部長（専門分野 野生動物保護管理）
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授

ツキノワグマの生態には、とてもユニークです。特に繁殖は冬眠とのかかわりが深く、わかっていないことが多くあります。調べ方もほかの哺乳類と大きく異なります。今回はこのユニークな繁殖特性とともに、明らかになってきた繁殖率について報告します。

クマ出沒対応体制のちがひ・その影響

山端 直人（やまばた なおと）

兵庫県森林動物研究センター
主任研究員（専門分野 農村計画学）
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授



クマ出沒問題が増加する中、県間でその対応体制や人材配置には大きな差があります。本報告では県のクマ出沒対応体制の違いに着目し、市町村への聞き取り調査の質的分析を通じて、専門人材配置や対応体制に関する政策を比較し、その効果を評価します。



神戸市



日本のイノシシに関する条例

- 日本のイノシシに関する条例（地方自治体）
 - 主に市街地への出没を防ぐ「餌付け禁止条例」
 - 離島における「イノシシ持ち込み禁止条例」（対馬市（対馬市イノシシの所持又は持込みの禁止等に関する条例）、新上五島町など）：豚熱（CSF）などの感染症対策や、生態系保護のため、イノシシの持ち込みを禁止。
 - イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例（茨木県）

（参考）鳥獣保護管理法（国）：イノシシの捕獲は無許可では原則禁止（狩猟期間中かつ登録者のみ可能）

- 神戸市は2002年に全国初の餌付け禁止条例（神戸市いのししからの危害の防止に関する条例）を施行
 - ：住宅地への侵入を防ぐため、餌付け行為や残飯の放置を禁止
 - ：違反者には勧告・命令・氏名公表を行う場合があるなどの規制

（参考）イノシシへの対応

- 餌付けの禁止：
神戸市などでイノシシが人慣れして市街地に出没するのを防ぐため、餌となるゴミの放置も規制
- 有害捕獲：
農作物への被害が発生した場合、自治体の許可を得て、資格を持つ猟友会がわな等で捕獲を実施
- ※ 衛生上の注意：イノシシはさまざまなリスクがあるため、死骸や生肉の取扱いに注意が必要

住宅地に侵入するイノシシ（兵庫県神戸市）

イノシシ条例

神戸市いのししからの危害の防止に関する条例

目的

第1条 この条例は、いのしし（野生のものに限る。以下同じ。）に食物を与えること等を規制すること等により、いのししが住宅、事務所、事業所その他これらに類する施設が多数所在する地域（以下「住宅地等」という。）及びその周辺の地域に出没して人の生命、身体及び財産に危害を加えることを防止することを目的とする。

市の責務

第2条 市は、いのししに食物を与え、又は道路その他のいのししが出没する可能性がある場所にいのししの食物となる可能性のある物をみだりに放置し、若しくは捨てる行為（以下「餌付け行為等」という。）を行うことにより、いのししが住宅地等及びその周辺の地域に出没して人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれがあることについて、広報活動等を通じその啓発を図るように努めなければならない。

市民等の責務

第3条 市民及び事業者は、第1条の目的を達成するために必要な活動を主体的に行う責務を有する。

支援

第4条 市長は、第1条の目的を達成するための活動を行っている者及び団体に対し、必要な情報の提供、必要な助言その他の支援を行うものとする。

規制区域の指定等

第5条 市長は、餌付け行為等が行われることにより、いのししが住宅地等及びその周辺の地域に出没して人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれが高くなると認められる地域を規制区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により規制区域を指定しようとするときは、当該地域の住民その他地域の関係者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、規制区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、規制区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、規制区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

【規制区域】

- ・ 東灘区及び灘区の山手幹線以北の区域
- ・ 中央区の国道2号から主要地方道神戸明石線を経由して国道28号より以北の区域
- ・ 東灘区、灘区及び中央区の河川、河川敷及び河川に隣接する道路



イノシシ条例（続き）

神戸市いのししからの危害の防止に関する条例

餌付け行為等の禁止

第6条 何人も、規制区域内において、餌付け行為等をしてはならない。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項に規定する許可を受けていのししを捕獲する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

必要な措置

第7条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる措置をとらせることができる。

(1) 規制区域の餌付け行為等が行われ、又は行われようとしている場所に立ち入り、餌付け行為等の実施状況について検査すること。

(2) 餌付け行為等の実施状況その他必要な事項について餌付け行為等を行い、又は行おうとしている者その他の関係者に質問すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 前項の規定による措置を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

勧告及び命令

第8条 市長は、第6条の規定に違反した者に対し、直ちにその行為を中止し、又は是正し、その他必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に従うよう命ずることができる。

規制区域の指定等公表

第9条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、その命令に従わなかったときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

2 市長は、正当な理由なく、第7条第1項第1号の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項第2号の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者がいるときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をしようとする者に意見を述べる機会を与えなければならない。

附則

施行期日

1 この条例は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

経過措置

2 施行日から鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日の前日までにおけるこの条例による改正後の神戸市いのししからの危害の防止に関する条例第6条の規定の適用については、同条中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とする。

3 この条例による改正前の神戸市いのししの出没及びいのししからの危害の防止に関する条例第4条第1項の規定により指定した規制区域は、この条例による改正後の神戸市いのししからの危害の防止に関する条例第5条第1項の規定により指定した規制区域とみなす。

啓発活動：絶対にエサを与えないでください

神戸市からのお知らせ



餌付けされたイノシシに人が襲われる事故が発生しています!!

イノシシ被害の最大の原因は、人間による「餌付け(エサやり)」です。指定日時を守らない「ごみ出し」も「餌付け」をしているのと同じです。(クリーンステーションが荒らされる被害も多発しています。)

山にエサがないから街に出てくるのではないの？

イノシシが市街地に出てくるのは、山にエサがないからではありません。現在の六甲山は、イノシシのエサになるものが豊富にあり、寝る場所や隠れる場所もたくさんあって、イノシシにはとても生息しやすい環境となっています。人間に住む場所を追われたイノシシが街に出てきているわけでもありません。

山の中のイノシシの主食

土の中にある昆虫やミミズ、木や草の根、木の実やドングリ、春のタケノコなど

それなのにイノシシはなぜ街に出てくるの？

イノシシは本来、人を見たと逃げてしまうような臆病な動物なのです。ところが、人から「探す苦勞なしに」「とてもおいしい」「栄養満点の」食べ物(エサ)を与えられると、次第に人を恐れなくなり、「ここに来れば簡単においしいものをたくさん食べられる」と覚えて市街地に頻繁に出てくるようになります。その中で人を襲って食べ物を奪い取ることを学習したイノシシが現れると、何度も繰り返し人を襲うようになります。このようにして人を襲うようになったイノシシは、被害発生を防ぐため、有害鳥獣として駆除するしか方法はありません。「エサを与えないとおなかをすかせたイノシシがかわいそうだ」という誤った思い込みによる人間の行動が、人間を傷つけるだけでなく、山にいれば生きることができたイノシシの命も結果的に奪うことになります。

ご注意ください! 出没地域では外出時(特に夜、買い物袋を持っている場合)はご注意ください。もし出会ったら、刺激をせず、ゆっくりとその場を離れてください。

神戸市では条例に基づき、**東灘区・灘区・中央区**の一部をイノシシへの餌付け行為等を禁止する規制区域に指定しています。違反者には **勧告 命令 公表** の措置があります。



「神戸市いのししからの危害の防止に関する条例」第5条第1項に基づく規制区域

- 東灘区及び灘区の山手幹線以北の区域
- 中央区の国道2号から主要地方道神戸明石線を經由して国道28号より以北の区域
- 東灘区、灘区及び中央区内の河川、河川敷及び河川に隣接する道路

規制区域内では

- イノシシに餌を与えてはいけません。また、イノシシの餌となる可能性のある物をみだりに放置したり捨てたりしてはいけません。
- 神戸市は条例違反者に対して、餌付け行為等をやめるよう勧告することができます。従わないときは、勧告に従うよう命令することができます。
- 命令に従わないときは、神戸市は命令の内容(違反者の氏名等)を公表することができます。

の部分(条例改正(平成26年12月1日施行)で追加し、違反者に対する措置を強化しました。)

条例の詳細は、神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp> で検索してください。イノシシ条例 検索

人々の生活を守り、野生のイノシシを守るために、イノシシへの餌付けをなくしましょう。餌付け禁止!

ごみ出しは、指定日・指定時間(午前5時～午前8時)を守りましょう。

お問い合わせ先 神戸市鳥獣相談ダイヤル

☎ **078-333-4408**

(午前8時00分～午後9時00分 年末年始は時間変更、年中無休)
※イノシシのほか、アライグマ捕獲等の相談も受け付けています。

イノシシの六甲山における生息環境と市街地への出没経緯については、兵庫県森林動物研究センターに監修いただきました。

イノシシとの遭遇時は、餌を与えず、刺激せず、その場を離れることが鉄則

イノシシ! どうしよう?



近づかない! ほんだか! イノシシのこどもだ! わあ! かわいね!

エサをあげない! 庭にネコのえさ置いてあげよう! 朝のゴミ出し! 夜めんどくさいから!

すぐに知らせる! 背中を向けて! 知らせて! お願い! 先生! イノシシがいました!

近づかない! イノシシは近づかないで! 近づいたら! 背中を向けて! 逃げよう!

エサをあげない! ネコやイヌのえさ! 食べに来るわよ!

すぐに知らせる! 先生! イノシシがいました!

近づかない! イノシシは近づかないで! 近づいたら! 背中を向けて! 逃げよう!

エサをあげない! 食べに来るわよ!

すぐに知らせる! 先生! イノシシがいました!

神戸市 BE KOBE

神戸市鳥獣相談ダイヤル

TEL078-333-4408

8時～21時(年中無休)

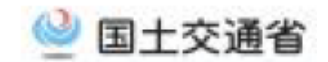
おわりに

- 近年、野生動物と人の接近により、人獣共通感染症などの新たなリスクも顕在化
- わたしたちのくらしの変化によって、人と野生動物の境界線はあいまいなものになり、人と動物が接近することによる軋轢は、都市部においても顕在化
- 野生動物と人とが接近することによるさまざまな問題は、これまでの行政による対応には限界があるため、今後はより一層多様な主体の協働による解決がのぞまれる
 - ワイルドライフ・マネジメント（科学的な調査研究に基づく「生息地管理」「個体数管理」「被害管理」を状況に応じて組み合わせ、「人」「野生生物」「自然環境」の関係を適切に調整する手法）の活用・学際的な研究の必要性
 - ワンヘルスアプローチの視点
- 正しく理解し、正しく行動する
- 兵庫県の事例（専門機関：兵庫県森林動物研究センターの役割）にみるような地道な取り組みの積み重ねが、持続可能な地域づくりにつながることを期待

残された課題

- 都市の拡大とグリーンインフラ
～自然と共生する社会とは

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応	
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す							
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献		人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する		Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく			
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等				多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要			
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施							
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成							
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進							コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携
	行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援				民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進			
	価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進							まちづくりDXとの連携等
都道府県 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）				市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）				

コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携

まちづくりDXとの連携等

残された課題

- 有害捕獲従事者（カラー）※の育成

※ 有害捕獲従事者（カラー）：狩猟者が趣味として行う狩猟とは別で、農林業被害や人身被害を防止するための有害捕獲活動を行政と協力して実施する者

参考文献

- ・ 河合雅雄・林良博編著（2009）『動物たちの反乱 増えすぎるシカ、人里へ出るクマ』PHP
- ・ 環境省（2026a）「クマ類による人身被害について[速報値]」（<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/injury-qe.pdf>）
- ・ 環境省（2026b）「環境省：緊急銃猟の実施状況」（<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kinkyu-jishi.pdf>）
- ・ 環境省（2026c）「イノシシによる人身被害について[速報値]」（<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/inoshishi.pdf>）
- ・ 環境省（2024）「イノシシの保護及び管理に関する 考え方と今後の方向性」、令和5年度イノシシ保護及び管理に関する検討会、資料2-1（https://www.env.go.jp/nature/choju/conf/conf_wp/conf03-r06/mat02-1.pdf）
- ・ 神戸市：餌付けされたイノシシに人が襲われる事故が発生しています！！（https://www.city.kobe.lg.jp/documents/11401/inoshishi_tirashi.pdf、2026年3月10日閲覧）
- ・ 神戸市：イノシシ！どうしよう？（https://www.city.kobe.lg.jp/documents/11401/inosisi_dousiyousu_tirasi.pdf、2026年3月10日閲覧）
- ・ 神戸市：神戸市いのししからの危害の防止に関する条例（https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/yugaichoju/boar/joreihonbun.html?utm_source=recommend&utm_medium=mypage、2026年3月10日閲覧）
- ・ 神戸新聞社：神戸の街 野生イノシシうろうろ（2014年7月23日、<https://www.youtube.com/watch?v=iVNkOzxys5w>）
- ・ 国土交通省：「緑の基本方針」の策定について～都市における緑地の保全や緑化の取組を一層推進していきます～、概要（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001853406.pdf>、アクセス日：2026年3月10日）
- ・ 日本経済新聞「神戸にイノシシ、日常風景」2017年1月24日、大阪夕刊
- ・ 日本獣医師会（2016a）「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」（https://jvma-vet.jp/yasei/pdf/h28_06_yasei.pdf）
- ・ 日本獣医師会（2016b）「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」報告書（要約）（https://jvma-vet.jp/yasei/pdf/CH_Digest）
- ・ 藤田香（2025a）「日本における中山間地域の変容と『鳥獣一人』の接近」（大塚健司編『アジアのワンヘルス—人・動物・環境の健康をめぐるリスクとガバナンス—』アジア経済研究所）、195-236ページ
- ・ 藤田香（2025b）「日本ですすむ『鳥獣一人』の接近—都市型野生動物（アーバン・ワイルドライフ）イノシシに着目して」、IDEスクエア・コラム「ワンヘルス 人・動物・環境の『健康』から考えるアジア」
- ・ 兵庫県（2025a）「第3期イノシシ管理計画及び令和7年度事業実施計画」（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/documents/inoshishihonntai.pdf>）
- ・ 兵庫県（2025b）「第3期イノシシ管理計画及び令和7年度事業実施計画 資料編」（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/documents/inoshishishiryousu.pdf>）
- ・ 兵庫県森林動物研究センター（2026）「2025年度兵庫県森林動物研究センターシンポジウム 野生動物の保護と管理の最前線」（<https://www.youtube.com/live/K8eGYYcPzWs>）
- ・ 兵庫県森林動物研究センター（2025）「令和7年 鳥獣害アンケート結果報告」（<https://www.wmi-hyogo.jp/index.php/database-dtl?DA00000823>）
- ・ 鷺谷いづみ（監修・編著）、梶光一、横山真弓、鈴木正嗣（編著）（2021）『実践野生動物管理学』培風館